


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立保育園設置条例、東大和市保育の実施に関する条例			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨 児童福祉法の改正により、東大和市立保育園設置条例の一部改正及び東大和市保育の実施に関する条例を廃止したことに伴い、文言等を整理する必要性が生じたため、一部改正を行う。					
(2) 主な内容 引用している条文等の整理					
(3) 施行日 平成27年4月1日					
(4) 影響及び効果 特になし					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 子ども・子育て支援新制度の施行に向け、平成24年8月に児童福祉法の改正。 平成27年第1回市議会定例会にて、東大和市立保育園設置条例の一部改正及び東大和市保育の実施に関する条例を廃止。 文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等） 特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。